

建築・設備工事における熱中症対策に資する費用計上の試行要領

1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の安全対策を進めるために、熱中症対策に掛かる費用に関して計上する。

2 対象工事

公共建築工事積算基準により設計した建築・設備工事を対象とする。

3 適用範囲

対象工事は、令和2年7月1日以降に発注（公告）する工事とし、「建築・設備工事における熱中症対策に資する費用計上に関する特記仕様書」を添付する。

また、令和2年7月1日時点で既契約工事についても受発注者間協議の上適用可能とする。

なお、この要領に基づく費用計上は受注者が希望した場合に行うものとする。

4 積算方法

一般的な熱中症対策に関する項目（別記参照）は、公共建築工事共通費積算基準による共通仮設費率及び現場管理費率等に含んで当初工事費に費用計上されているため、当初工事費積算では追加の費用計上を行わない。

ただし、熱中症対策として別記の項目に加えて以下の（１）～（３）の項目を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応する。

なお、追加の費用計上を行う場合に、別記の一般的な熱中症対策に関する項目は、必ずしも全項目の実施を必須要件とするものではなく、工事毎の特性に応じた必要な対策を実施する。

（１）遮光ネット（足場に設置するものに限る）

（２）ドライミスト

（３）暑さ指数（WBGT 値）の計測装置

当該項目に係る費用の積算にあたっては、受注者からの見積価格等を参考として、（１）については直接工事費に計上し、（２）及び（３）については共通仮設費に積み上げ計上する。

（別記）

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）

- ・ 作業場用大型扇風機
 - ・ 作業場換気用送風機
 - ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
 - ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
 - ・ 遮光チョッキ、空調服
- 等

5 総合評価落札方式での技術提案の取扱い

熱中症対策については、技術提案の有無により受注者の費用負担に差が生じることがないよう、入札契約手続き段階における総合評価落札方式の技術提案のテーマとして熱中症対策は求めないこととする。

ただし、熱中症対策以外を目的として、4（1）～（3）の項目についての技術提案があり、採用した場合（例：粉じん対策としてドライミストの提案）、その費用は受注者負担とする。

6 工事成績評定での創意工夫の取扱い

別記の一般的な熱中症対策に関する項目を実施する場合及び4（1）～（3）の項目を設計変更の対象として実施する場合は、工事成績評定において創意工夫の評価は行わない。

7 実施の流れ

この要領に基づく費用計上は以下のとおり実施するものとする。

- （1）発注者（監督員）は、工事契約締結後（既契約工事においてはこの要領施行後）、すみやかに受注者に対しこの要領の対象工事であることを説明する。
- （2）受注者は、この要領に基づき熱中症対策に資する費用計上を希望する場合は、「指示、承諾、協議、提出、報告書」により発注者に協議し、承諾を得る。
- （3）受注者は、熱中症対策の実施内容がわかる資料（実施内容を記した写真等）を提出する。
- （4）発注者は、（3）により受注者から提出された資料を確認し、「4 積算方法」に基づき設計変更を行う。